

株式会社 直江の家

一般事業主行動計画（第1回）

当社の従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成35年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

- 平成 30年 5月～ 育児休業に関する制度内容の検討。
- 平成 30年 7月～ 育児休業に関する規程の整備・運用開始。
育児休業中の待遇や、育児休業後の労働条件に関する事項の周知。
- 平成 30年10月～ 運用状況の確認とブラッシュアップ。

目標2：育児休業を取得しやすい環境を整備する

<対策>

- 平成 30年 7月～ 育児休業の制度内容について、管理職を対象とした研修を実施。
- 平成 30年 8月～ 育児休業の制度内容について従業員へ周知。
- 平成 31年 8月～ 育児休業の取得状況確認とブラッシュアップ。

目標３：育児休業後における原職または原職相当職への復帰をしやすい環境を整備する

<対策>

- 平成 30 年 5 月～ 育児休業に関する規程および制度内容の検討。
- 平成 30 年 7 月～ 業務の洗い出しと引継ぎ事項の検討。
- 平成 30 年 7 月～ 育児休業復帰後従業員は原則として原職又は原職相当職への復帰させるものとし、復帰従業員向けの教育訓練制度の導入。
制度内容を従業員へ周知。
- 平成 31 年 8 月～ 運用状況の確認とブラッシュアップ。

目標４：妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 相談窓口の検討、担当者の選任。
- 平成 31 年 12 月～ 相談窓口の内容について従業員へ周知。

目標５：年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間 10 日以上とする

<対策>

- 平成 32 年 5 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成 32 年 8 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施。
- 平成 32 年 10 月～ 取得促進に向けた取り組みを検討し、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成 33 年 4 月～ 検討を踏まえて取り組める内容から周知・試行運用を開始する。

目標６：小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 30 年 5 月～ 従業員のニーズを把握、検討開始。
- 平成 30 年 7 月～ 制度導入。
- 平成 30 年 8 月～ 制度内容について従業員へ周知。